

日置市第9期分別収集計画

日置市分別収集計画

目次

- 1 計画策定の意義・・・1
- 2 基本的方向・・・1
- 3 計画期間・・・2
- 4 対象品目・・・2
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）・・・2
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）・・・2
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）・・・3
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）・・・4
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法（法第8条第2項第4号）・・・6
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）・・・6
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）・・・7
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・8

日置市分別収集計画

1 計画策定の意義

日置市が容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、市町村分別収集計画の策定が必要である。

(法第8条第1項)

この市町村分別収集計画に基づき、日置市が分別収集をして得られた容器包装廃棄物のうち、一定の基準に適合する施設に保管しているものについては、容器包装リサイクル法に基づき、容器を製造、利用又は包装を用いる事業者である特定事業者により引き取られ、再商品化されることとなる。

一方、日置市が市町村分別収集計画を定めた場合は、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を実施することとする。(法第10条第1項)

また、日置市は、分別収集を行う場合に、排出者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、排出者は、この基準に従って容器包装廃棄物を適正に分別して排出することが義務付けられている。(法第10条第2項及び3項)

本計画は、このような状況の中「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」第8条第4項に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、ごみの減量化を図る目的で、事業者、消費者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画を推進することによって、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

日置市民が協力し、ごみの分別徹底による排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。(リサイクルプラザの利活用による再使用及び再利用の推進)

3 計画期間

市町村分別収集計画の計画期間等については、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第3条に基づき定められており、今回の第9期の市町村分別収集計画の計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間となる。

また、当該計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに見直され、次期見直しは、令和4年度に行う予定である。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	579 t	573 t	568 t	560 t	556 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施するに当たっては、日置市の行政、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。

市では、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために各種の方策を実施する。

日置市クリーン・リサイクルセンターでは、効率的な運営を図るため、市民とともに処理機能が十分果たせるようごみ分別化の徹底を図る。

また、施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、児童、生徒に対して、ごみ排出量の増大、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組むものとする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

効果的な運営を図るため、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、日置市クリーン・リサイクルセンターが有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
		平成12年度～
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主として	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	(独自処理量) 20 t		(独自処理量) 18 t		(独自処理量) 18 t		(独自処理量) 18 t		(独自処理量) 18 t	
主としてアルミ製の容器	(独自処理量) 35 t		(独自処理量) 35 t		(独自処理量) 34 t		(独自処理量) 33 t		(独自処理量) 33 t	
無色のガラス製容器	(合計) 30 t		(合計) 30 t		(合計) 30 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t	
	(引渡 量) 30t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 30t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 30t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 29t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 29t	(独自 処理 量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 115 t		(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 111 t		(合計) 110 t	
	(引渡 量) 77t	(独自 処理 量) 38t	(引渡 量) 76t	(独自 処理 量) 38t	(引渡 量) 76t	(独自 処理 量) 37t	(引渡 量) 75t	(独自 処理 量) 36t	(引渡 量) 74t	(独自 処理 量) 36t
その他のガラス製容器	(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t	
	(引渡 量) 9 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 9 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 9 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 9 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 9 t	(独自 処理 量) 0 t

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	(独自処理量) 2 t	(独自処理量) 2 t	(独自処理量) 2 t	(独自処理量) 2 t	(独自処理量) 2 t
主として段ボール製の紙容器包装	(独自処理量) 101 t	(独自処理量) 100 t	(独自処理量) 100 t	(独自処理量) 99 t	(独自処理量) 98 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(独自処理量) 22 t	(独自処理量) 22 t	(独自処理量) 22 t	(独自処理量) 21 t	(独自処理量) 21 t
主としてポリエチレンテレフタレート	(合計) 64 t	(合計) 64 t	(合計) 63 t	(合計) 62 t	(合計) 62 t
(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(引渡 量) 64 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 64 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 63 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 62 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 62 t (独自 処理 量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 181 t	(合計) 179 t	(合計) 177 t	(合計) 176 t	(合計) 174 t
	(引渡 量) 181 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 179 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 177 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 176 t (独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 174 t (独自 処理 量) 0 t

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
48,011人 (対前年度比)	47,585人 (対前年度比)	47,163人 (対前年度比)	46,744人 (対前年度比)	46,329人 (対前年度比)
-0.89%	-0.89%	-0.89%	-0.89%	-0.89%

- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

リサイクルプラザは、不燃系の資源ごみ及び粗大ゴミを処理して資源回収を行うとともに、ごみリサイクル及びごみ減量化に関する教育、啓発の場としての機能を有する総合的施設で、缶、びんの自動選別ライン及び不燃物の二軸せん断式破碎機、回転破碎機（25t/5h）を設置し、リサイクル化を図る。

日置市は、現在下表に示すように4種類に分けて、収集を実施している。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収、生協・スーパー店頭、公共施設拠点回収	民間業者市

	段ボール	段ボール	市による定期収集	市
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	その他容器包装プラスチック	容器包装プラスチック 発砲スチロール 製食品トレイ	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）
分別収集の用に供する施設整備計画（現況）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	4 t 平ボ ディ車	リサイクル プラザ（選 別・圧縮）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	4 t 平ボ ディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	4 t 平ボ ディ車	
段ボール	段ボール	縛る	4 t 平ボ ディ車	
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	袋	4 t 平ボ ディ車	リサイクル プラザ（選 別・圧縮） 容器包装プ ラスチック 選別のみ
容器包装プラスチック	容器包装プ ラスチック 発砲スチロー ル 製食品トレイ	袋	4 t ダン プ車 4 t パッ カー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見及び要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して、分別収集推進体制を整備するように指導する。

自治会等市民団体による集団回収を促進するように指導する。

《特記事項》

1 分別収集の特徴

日置市では、可燃ごみ、生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び有害ごみの分別収集を実施し、リサイクル化を図るとともに、日置市クリーン・リサイクルセンターのリサイクルプラザの効率的運営を図るため、市民への周知徹底を図り、分別収集体制の確立を推進する。

2 第5項について

分別収集による容器包装廃棄物の排出量見込みは、ごみ排出量に対する容器包装廃棄物の種類ごとの比率を排出実績から求め、将来の排出量にその比率を乗じて求めている。

3 第8項について

平成29年及び30年度の実績を基にそれぞれ推計し、排出量を見込み算定した。

4 目的

日置市が資源物を分別収集し、さらに、日置市クリーン・リサイクルセンターで回収、資源物の付加価値を高めるために、細分化した選別を行い、ごみを減量化するとともに完全リサイクル化を目的としている。